

草幼発第2520号
令和3年8月12日

草津市就学前教育・保育施設

保護者の皆様

草津市子ども未来部
幼児課長

草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症予防対策
ガイドライン令和3年度版③について（お知らせ）

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、家庭内においても感染予防対策や、お子様の体
調管理に努めていただき、ありがとうございます。

このたび滋賀県においては、新型コロナウイルスの感染再拡大が続く本県への「蔓延防止
重点措置」適用を受け、独自の警戒ステージを特別警戒ステージに引き上げられました。

これを受け本市においては、就学前教育・保育施設における「新型コロナウイルス感染
症予防ガイドライン令和3年度版③」を策定いたしました。今後も保護者の皆様と共に子ど
もたちが安心して過ごせる環境を整えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と
御協力をお願いいたします。

記

- 1 【草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症
予防対策ガイドライン令和3年度版③】（別紙参照）
- 2 【御家庭で配慮や注意をしていただきたいこと】
 - ・保育施設と連携していただき、毎朝の検温をお願いします。
 - ・風邪症状がある場合は必ず伝えてください。また、同居の御家族も検温や体調確認に
取組んでいただき、体調面で気になることがあれば施設にお伝えください。
 - ・咳エチケットやうがい、手洗いをして衛生管理に努めてください。
 - ・十分な睡眠をとて体を休め、免疫力を高めてください。
 - ・バランスのとれた食事等に留意してください。
 - ・早寝・早起きを心がけ、生活のリズムが乱れないようにしてください。

【草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン R3(3)】

令和3年8月12日

草津市子ども未来部幼児課

～みんなで つくろう げんきながらだ
コロナにまけない くさつっこ～



★3つの「密」をつくらない

【密閉】換気の悪い気密空間にしないため、換気を徹底する。

【密集】多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

【密接】近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

「新しい生活様式」を踏まえた草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症予防対策

手て洗らい	<ul style="list-style-type: none"> 登園（所）時、活動後、食事（おやつ）前には手洗いをするよう指導します。 手拭きタオルについては、タオル同士が接触しないように工夫します。 年齢に応じてハンカチを使用します。 手洗いができない場合はアルコール消毒を行います。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 職員は手洗いを徹底し、清潔なエプロン・三角巾を着用し配膳にあたります。 配膳の前にはテーブルを消毒し、清潔な環境の元、配膳を行います。 可能な限り間隔を開ける、時間差をつける等の工夫を行います。
午睡	<ul style="list-style-type: none"> 午睡中の体調の変化に留意します。 午睡中の換気を行います。
衛生環境	<ul style="list-style-type: none"> 玩具の消毒をこまめに行います。 保育室の清掃やトイレ・ドアノブ・水道の蛇口の消毒を行います。 保育室の換気・加湿を十分に行います。 機械換気による常時換気を行います。※機械換気とは機械（換気扇等）を利用するもの 必要に応じて窓を少し開けて換気し、室温は18℃～28℃を目安に温度管理を行います。 湿度は40%以上を目安に湿度管理を行います。 降園後、職員が保育室・玩具等の消毒を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 来客の訪問は控えてもらいます。やむを得ず対応を行う際は、手指消毒とマスクの着用、検温、体調チェックを行います。 保育室では2方向の窓を開け、十分な換気を行います。 抵抗力を高める生活「早寝・早起き・朝ごはん」を心がける指導を行います。 園児が発熱した時は別室で対応します。
園児のマスク着用について	<p>(0・1・2歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2歳未満のマスク着用は推奨しません。(参考：公益社団法人 日本小児科医会通知参照) <p>(3・4・5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染予防の観点からマスクを着用する場合は、年齢や子どもの実態に合わせて適切に行います。 戸外での活動時等、持続的なマスクの着用が難しい場合は外すこともあります。 マスクを着用する際は息苦しさを感じていないか、子どもの体調の変化に十分注意します。

保育の中 で大切にす ること	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと家族の健康シートを確認し、子どもの体調状態を把握し、必要な場合は検温を行います。 のどの乾燥を防ぐため、こまめな水分補給を促します。 子ども一人ひとりの体調の変化に留意します。 子どもが手洗いの必要性を感じ、主体的に行うことができるような指導を行います。 子どもが遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫します。
行事等	<ul style="list-style-type: none"> 県内の感染レベルに応じて、従来通りの形態ではなく、個人や少人数で保育の様子を見ていただく機会を設けるなどの工夫を行います。 参加される保護者の前日・当日の体温や体調等について記載された「健康チェックシート(参観・行事参加者用)」を提出していただきます。
職員について	<ul style="list-style-type: none"> 出勤時と退勤時(1日2回)検温を行い、自らの体調管理に努めます。 園児の体調の変化に留意し、必要に応じて検温を行います。 保育中は常時マスクを着用します。

保護者の方へおねがい

○行事等を参観される際は、園から配布されます「健康チェックシート(参観・行事参加者用)」に必要事項を記入の上、当日園へ提出してください。また、引き続き「子どもと家族の健康シート」を毎日付けてくださいようお願いします。

○園児や同居の家族に発熱等の症状が見られる場合や、PCR検査を受けることとなった場合は、園に申し出てください。

○発熱や風邪症状等が続く場合には、養生していただき医療機関への受診をお願いします。

○子どもの体調がすぐれない場合は、お迎えをお願いします。

○発熱の症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで家庭での保育をお願いします。(インフルエンザは発症した次の日から5日、かつ解熱後3日/新型コロナウイルス感染症は保健所の指示に従い完治するまで)

新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

園(所)で感染者が発生した場合

・保健所等と連携の上、濃厚接触者等の確認を行い、休園(所)措置を行うことがあります。感染者に対して、偏見や差別が生じないよう個人情報保護を徹底いたしますので、御理解と御協力ををお願いいたします。

【白割りあり】

園児が濃厚接触者に特定された場合

・保健所の指示に従い感染者と最後に接触した日の翌日から2週間を自宅で隔離となります。
・濃厚接触者の特定は保健所が行い、該当者に連絡が入ります。

【白割りあり】

園児が(※)接触者に特定された場合

・PCR検査の結果が陰性と判明するまで登園自粛となります。
・PCR検査の受診の必要性は保健所が判断し、該当者に連絡が入ります。

【白割りあり】

※接觸者・・濃厚接觸者以外で、保健所等の要請にもとづきPCR検査を受ける者

◎お子様やご家族がPCR検査を受けることとなった時点で、施設への連絡をお願いします。

園児の同居の家族が濃厚接触者・接触者に特定された場合

- 必ず施設に報告をしてください。
- 子どもは濃厚接触者・接触者に当たらないため、登園可能ですが、感染の可能性が高まっている場合は保護者の申し出等により、出席停止扱いとします。
- 濃厚接触者・接触者に特定され、自宅待機中の家族の方は送迎を控えてください。**

【白割りなし】

発熱等がある場合

- 発熱等がある場合は登園を控えるようお願いします。ただし、新型コロナウイルスに感染した人の中には、高い熱が出ないケースも見受けられるため、体調不良時やいつもより食欲がない、風邪症状がある場合は、ご家庭での養生をお願いいたします。

【白割りなし】

休園や出席停止に伴う保育料の白割りについて

保健所等からの指示にもとづき、市から休園回避の要請を行う場合についてのみ、国通知にもとづく特例として白割り対応を行います。

①感染者の発生に伴い、休園となった場合

⇒休園期間について白割り対応

②在園児が陽性・濃厚接触者・接触者に特定された場合

⇒特定された日の翌日から出席停止期間が終了するまでの間にについて白割り対応

③本人に症状があり、PCR検査を受けた場合(保健所等からの指示があった場合)

⇒市から休園要請した期間について白割り対応

④感染拡大防止のために市から家庭保育協力を要請(登園自粛要請)した場合

⇒要請期間中に登園しなかった日について白割り対応

※保健所等からの指示によらず、発熱等の症状により施設から家庭保育協力をお願いする場合や、自動的に登園を控え欠席をする等、上記以外の場合は白割り対応を行いません。

<発熱などの症状がある場合の相談・受診について>

<発熱等の症状が見られる場合>

- かかりつけ医など、身近な医療機関に電話等でご相談ください。
- 医療機関が指定する方法で受診をしてください。

<相談・受診先に迷う場合は受診・相談センターへ>

受診・相談センター

TEL:077-528-3621

FAX:077-528-4865 (毎日 24時間)

E-mail:s-support@office.email.ne.jp

<症状のない方は一般相談窓口へ>

一般電話相談窓口

TEL:077-528-3637

FAX:077-528-4865 (毎日 8:30~17:15)

E-mail:corona-soudan@pref.shiga.lg.jp